

ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

DOMESTIC TOPICS

「類似商品・役務審査基準」の改訂 ～ 平成24年1月1日発効 ～

「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準の第10版が平成24年1月1日に発効します。

第10版では、一部の商品及び役務について類似関係が見直され、これに伴い、商品又は役務が属する区分や類似群コードが変更されています。

以下は第10版における変更の一例です。

第5類 「サプリメント」の新設など

- ・指定商品に「サプリメント」(32F15)を新設
- ・「乳幼児用飲料、乳幼児用食品」(32F17)を新設
- ・「農業」に新たな類似群コード(01B02)を付与

第9類 ダウンロード音楽ファイルの類似関係の整理など

- ・「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル」に新たな類似群コード(24E02)を付与
- ・一部の商品が他類に移行(ex.「自動販売機」7類へ)

第25類 「被服」に含まれる商品や類似関係の整理など

- ・「洋服、コート」と「セーター類、ワイシャツ類」が類似商品に(17A01)
- ・「キャミソール」と「ティーシャツ」に二つの類似群コード(17A01、17A02)を付与

第30類 「菓子、パン」の類似関係の整理など

- ・「菓子、パン」と「サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ」が類似商品に(30A01)

第35類 小売等役務と小売商品の類似関係の整理

- ・商品の類似関係の変更等に伴い、小売等役務と、その小売・卸売商品との類似関係(クロスサーチングの対象)が一部変更

第41類 スポーツ興行に関する役務の類似関係の整理

- ・あらゆるスポーツの興行に関する役務が「スポーツの興行の企画・運営又は開催」にまとめられた(41F01)。

ここがポイント!!!

- ☑ 第10版は、平成24年1月1日の出願から適用されます。
- ☑ 第9版では非類似でも、第10版で類似と取り扱われる商品・役務が存在します(ex.第25類の「コート」と「セーター」)。
- ☑ 類似関係の変更に伴い、類似群コードが変更される商品・役務が存在します。現在出願中・登録済みの商標も含め、IPDL(特許電子図書館)の類似群コードは平成24年3月末日にかけて順次変更される予定です。
- ☑ 指定商品・役務により、類似範囲が変更される登録商標があるので、注意が必要です。IPDLで、自己の登録商標の類似群コード変更の有無を確認しておきましょう。

なお、以上の他にも、第10版における変更箇所は多くあります。第10版の詳細については、下記特許庁ウェブサイトでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/ruiji_kijun10.htm

改正商標法 施行は平成24年4月1日

平成23年12月2日、「特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、改正商標法の施行期日が来年(平成24年)4月1日に定められました。

なお、改正商標法は「ARCO Trademark NewsletterVOL.23」(弊所HP <http://www.arco.chuo.kobe.jp> に掲載)で説明しています。

OVERSEAS TOPICS

WIPOからの注意喚起情報

～ 民間業者からの手数料支払い請求にご注意下さい ～

国際登録出願(マドプロ出願)の出願人等に対して、外国の民間業者から請求書が送付される事例が発生しています。

通常、マドプロ出願の出願人は、WIPOの国際事務局又は出願を依頼した代理人以外の者に出願に関連する費用を支払う必要はありません。

万一、右のような請求書が送付されても、費用を支払う必要はありません。また、費用を支払わなかったことにより、マドプロ出願が不利に取り扱われることもありません。

なお現在、マドプロ出願と無関係の手続について費用請求を行う業者は10以上確認されており、右の請求書を発行する「WDTP(Worldwide Database of Trademarks and Patents)」もそのうちの一つです。

これまでに各国の出願人等に送付された請求書のサンプルと民間業者の名称は、WIPOのウェブサイト(http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)に掲載されています。

不審と思われる請求書が届いたら、弁理士に相談するか、上記のWIPOウェブサイトに掲載される民間業者からの費用請求でないかを確認して下さい。

[弁理士 山本岳美]

